

外国子会社配当益金不算入の対象とならない剰余金の配当等の額のうち特定課税対象金額を超える金額等に対応する控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 : : 法人名 ()

別表六四の二

令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

外国人の名称等	名 称	1							
	本店又は主たる所在地	国名又は地域名	2						
		所在地	3						
	発行済株式等の保有割合	4	%	%	%	%	%	%	
	発行済株式等の連結保有割合	5	%					%	
剰余金の配当等に係る外国法人税額	税 種	6							
	納付確定日又は納付日	7							
	課 税 標 準	8							
	税 率	9	%	%	%	%	%	%	
	税 (8) × (9) 額	10							
納されるた外国の法と人み税額	みなし納付の基礎となる条約及び相手国の法令の根拠規定	11							
	(11)の規定の適用がないものとした場合の外国法人税額 (8) × 税率	12	()	()	()	()	()	%	
	みなし納付外国法人税額 (12) - (10)	13							
控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額	外国法人税額の合計 (10) + (13)	14							
	損金算入配当を受ける場合	外国子会社配当益金不算入の対象とならない損金算入配当等の額	15						
		(15)のうち措置法第66条の8第3項若しくは第10項又は第68条の92第3項若しくは第10項の規定により益金不算入とされる損金算入配当等の額 (別表十七(三の七)「25」)	16						
		益金算入される損金算入配当等の額 (15) - (16)	17						
		(14)のうち(17)に対応する金額	18						
	上記配当以外をの受ける剰余金の場合	措置法第66条の8第1項、第3項、第8項若しくは第10項又は第68条の92第1項、第3項、第8項若しくは第10項の規定により益金不算入とされる剰余金の配当等の額 (別表十七(三の七)「27」)	19						
		益金算入される剰余金の配当等の額 (別表十七(三の七)「9」) - (19)	20						
		(14)のうち(20)に対応する金額	21						
控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 ((8) × 35%と(18)又は(21)のうち少ない金額)	22								
納付分 (22) × (10) / (14)	23	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)		
みなし分 (22) - (23)	24	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)		
納付した控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 ((23)欄の合計)	25						円		
納付したとみなされる控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 ((24)欄の合計)	26								

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.32】7欄は、当連結事業年度中の日付となっていますか。

【No.33】9欄は、租税条約（日台民間租税取決めを含みます。）の限度税率を超えていませんか。

【No.34】11欄に、租税条約及び相手国法令の根拠規定を記載していますか。